

近世後期西上州における絹流通について

—幕末開港前段階での富岡を中心に—

松 石 泰 彦

一 近世西上州における絹流通の問題点

周知のように上州一帯は近世を通じて一大絹生産地であった。十八世紀後半には、機業地・桐生を中心とした東上州では各種の分業工程が分化し、その原料供給地として山中入地方の製糸業が発展、大間々あるいは前橋を中心とする糸市が成立した。またこのような東・中毛地域における製糸業の発展は北毛地域における養蚕を促し、沼田を中心とした繭市場を成立させた。東・中・北毛地域における養蚕・製糸・織物の研究は諸先学の業績に詳しい⁽¹⁾。そのような上州他地域における分業関係の発展に比して、西上州あるいは秩父地域一帯は、養蚕・製糸から織り立てまで生産者農民の手によって一貫してつくられる無地の絹織物——白絹・生絹が流通の中心であることが、特に桐生地域との対比で特徴づけられてきた。

西上州においては享保期前後の絹の生産流通量の著しい増大にともなう都市問屋の流通支配が確立されていく。

上州絹を仕入れる都市大問屋は、染張りといったその加工過程を自家に抱えており、上州の生絹はその大半が京都に送られて加工された。⁽²⁾ 上州絹の流通・生産の増大は、在地商人の資金能力を越えた大量の絹の買付けを、都市問屋からの前貸資金によって行わせるという事態をもたらし、買宿とよばれる在郷町商人を地方絹市場との結節点とし、都市大問屋はそこに多額の仕入資金を前渡しして前貸しと買付けを行いながら、生産部門への支配を強めていく形をとった。

林玲子氏は、関東絹特に西上州の絹市の状況について概説的にとらえている。⁽³⁾ 特に、生絹Ⅱ白絹の半完成品としての特徴を挙げて「江戸・大坂・名古屋等に出店を持つ呉服問屋は、その利潤搾出の大きな源を、このような半完成品の仕上げ加工に求めていた」としている。そして「桐生や足利などの生産地における完成品生産の進展は、呉服問屋の利潤源を掘り崩すとともに、在地商人の活躍の場を広げ、株仲間の規制を破って直売買を仲間外商人と行うことを可能ならしめ」たのに対し、「関東生絹に関していうならば、その生産地内部では完成品生産への動きは殆ど見られず……」「生産者・在地商人とも、呉服問屋を介しての生絹流通こそ、もっとも望ましいことと考えていたらしい。ゆえに、関東生絹生産地帯は近世における都市商業資本の集荷独占が最も恣意的になされた地帯の一例とも言えるのであって、同時にこのような流通構造は生絹の生産構造を固定化せしめ、また在地商業資本の独自の動きを許さず、都市商業資本に従属化せしめる。」という理解を示している。

西上州の白絹生産地としての特性に注目しながらその流通構造を把握しようとする最近の試みとして須田努氏の研究がある。⁽⁴⁾ ここでも「幕末開港直前までにおける西上州絹織物生産・流通・市場構造は、生産面においては家内労働による白絹生産が基礎になっており、マニファクチュア・問屋制家内工業は勃興せず、地域内分業も展開していない」、また「流通面においては、各地域より産出された白絹は絹市の立つ在郷町へと集荷せられ、絹仲買商（絹宿）⁽⁵⁾の手を経過して、最終には都市大問屋の下に集中していく形態であり、都市大問屋従属下の市場構造で

あった。こういった状況の下では在郷町商人が直接江戸などの大都市へ進出し、独自の販路を確立する動きは全くみられなかった。」という理解が示されている。

林氏の指摘以降、西上州地域の流通構造は、特に東上州地域と比して「半完成品白絹生産」Ⅱ「未分業化」都市大問屋支配の強さ」といった観点でとらえられてきた。確かに享保以降買宿を通じて都市大問屋による流通掌握が進行するのは事実であろうが、果たして開港前の幕末期まで、そういった諸特徴が続いていたかということになると、かならずしもそうではないと思える史料も断片的にはあるが見られるのである⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

従来、西上州の絹流通に関する研究は、主として都市大問屋の集荷機能の点から絹市や買宿をとらえてきたものであり、またそのような関係での史料が中心の研究であった。それは、都市大問屋がどのように絹の生産・流通をその支配下に置いていくかという視点を持っていたと同時に、それとはうらはらに、それを外れた生産・流通については問題としてこなかった。そうなると当然のこととして都市大問屋の支配の強固さのみが検出・強調されがちであったのではないだろうか。そして、そのことは享保・寛政期頃の都市問屋による集荷体制確立と安定の時代には問題がなくても、化政・天保期ともなると全国的に見ると地方によっては在郷商人の独自の活動が展開されている時期でもあり、その段階では再検討する必要があることになろう。

以上のような問題提起に従って、ここでは富岡町にあった古沢清左衛門家という一在郷町商人の経営史料を通じて、近世後期・幕末開港前段階での西上州における絹流通の問題を考えてみたい。

二 在郷町商人・古沢清左衛門家の概要

古沢清左衛門家は上州甘楽郡富岡町中町にあり、代々問屋を勤めた家である。富岡町は西上州の南部にあり、上町・中町・瀬下町の三町に区分され、寛永四年には全町として家数百五十軒、石高千二百九十六石という規模の町

であった。この近辺は近世を通じて絹の一大生産地帯であり、隣接の下仁田近辺では麻の生産も盛んであった。

古沢家は、元禄年間に酒造を始め、享保十四年からは上野砥石の附送り問屋を開始する。近世中・後期における古沢家の絹商人としての活動については、須田努氏と井上定幸氏がこれまで検討をおこなっている^{⑧⑩}ので詳細については省略したい。それらによれば、古沢家は享保一八年に三井越後屋と「絹代買証文」を取り交わして、富岡において周辺地域で生産される絹を買いつけて江戸の三井向店へと買送を行う買宿を請け負っており、この享保十八年以降については安永年間まで越後屋宛に年々絹の買送を行っていたことが確認される。井上氏は、この時期の古沢家の絹取引あるいは古沢家全体としての経営は決して良好なものではなく、自己資金を蓄積しながら営業を拡大していくという形態とはほど遠かったとして、古沢家と三井・越後屋との買宿関係の特質を、絹買金とは別の「御店御拝借」^⑫すなわち自らの経営資金のための融資を受けることに求めている。それはつまり古沢家の都市大問屋に対する従属的立場に他ならないことになる。

それに対して須田氏の研究では安永末年から天明初年にかけて同家は経営を転換させ、高利貸業へと転化するとされており、氏はこうした古沢家の動きを、安永・天明期に都市問屋の従属下から離れて自ら新たな流通ルートを開きその一角を担おうとし、その失敗^⑬により高利貸化していくと位置づけた。

古沢家は商取引関係においては、【表1】に示したとおり、安永期には多様な動きを見せる。三井との絹取引縮小関係に伴って、江州商人と絹取引、麻取引、古手（古着）の販売などを行い始める。絹や麻は、越後屋との取引同様、買付け金を前渡しされ、その資金をもって買付けにあたり送荷する。古手は近江から運ばれてきたものを委託されて販売する形をとり、売上は江州商人に計上し、そこから手数料をとる。いずれの商取引形態も自己資金によるものではない点がこの時期の特徴である。こうした多岐に渡る仲介的な商業経営の展開は、三井との取引減少と表裏一体となっており、この時期三井の古沢家からの撤退という事態を前に、何とか仲介商業経営を持続しよ

と、古沢家は三井への従属度を強めていって都市問屋による流通支配に取り込まれていくのではなく、むしろ三井には撤退されていく商人であり、その結果安永期には買宿としての役割を失う。また須田氏のいうほど都市問屋の従属下からの脱却を狙った積極的な動きを見せ、自らの独自の経営を狙って、その結果として三井との取引高が減少したという積極的なものでもないようである。

【表1】安永年間 古沢家の諸商取引と仲介手数料

年 号	絹全体 (両)	内 越後屋	麻 (両)	古 着 (両)	合 計 (両)	口銭計 (貫)
明和8	247	103	138	401	889	39
安永1	293	160	127	342	922	33
安永2	506	253	158	183	1100	48
安永3	194	0	347	387	928	52
安永4	253	90	288	97	728	35
安永5	63	0	401	43	507	26
安永6	154	140	316	9	619	27
安永7	455	401	195	94	1145	36
安永8	40	0	66	0	106	5
安永9	63	0	109	35	207	9
天明1	—	—	—	118	118	9

※分・朱・以下四捨五入

〔備考〕古沢家文書9「安永九年仕切扣帳」から作成

なお口銭については、仕切において記載に精粗がありそのままにしてある。また越後屋との絹取引では口銭が記載されない（別勘定になっていると思われる）ので、同家文書57「宝暦六年年中家内入払覚」にある「越後屋絹口銭」の記載から求めた口銭率を用いて推定値を算出した。

したがって実値と推定値が混ざったものになっているが、古沢家の仲介商業取引の手数料収入のおおよその目安になるものとして提示しておいた。

うとしたあらわれだと考えられる。
 なお、こうした仲介的商取引業と、酒屋・穀物屋をはじめとする自己経営部分との関連については、相対的な比重はわからない。【表1】の安永期の仲介商業（絹・麻・古着）による口銭収入の額は、例えば三井から自己経営部分用として毎年借りていた一〇〇両の拝借金などと比べると、古沢家経営の収入の中で多い額とはいえないであろう。

こうした安永期の動きを見る

このように古沢家は都市問屋の集荷機構の末端として組み込まれて在地における絹流通の中心的存在になることに失敗した。しかし幕末期には再び絹商売を行っており、また明治に入ってから組合製糸甘楽社の設立に大きな役割を果たしているなど、その後ま⁽¹⁴⁾ったく西上州絹流通と関係を持たなかったわけではないし、天明期以降没落していつてしまったわけではない。⁽¹⁵⁾しかし天明期以降寛政・化政期の経営史料がないので、三井との取引がなくなつてしまったこの後にどのような経営が行われていくのかは不明である。おそらく高利貸・地主としてそのまま継続していくのであろう。

三 天保期の絹市をめぐる問題

古沢家が再び絹流通の上でその名をあらわすのは天保期である。ここでは天保期の西上州・富岡の絹流通の問題を富岡絹市を中心に考えてみる。

幕末開港前の時期に西上州富岡では絹流通はどのような形態をとっていたのか、そしてこの段階においても都市問屋による強固な独占集荷体制が継続しているのかについて、ここではまず都市問屋の集荷機構の中心的役割を担っていた絹市について見てみよう。

天保期の富岡絹市の状況を示している史料として次の【史料1】がある。⁽¹⁶⁾

【史料1】

(表紙) 「天保四巳年二月

市場議定書并三町連名」

差出シ申議定一札之事

一近年当所三ヶ町絹市之儀、甚猥り相成諸方絹買衆中、江対シ不埒之儀被及御聞、御利害被仰聞、申訳茂無

之仕合、右ニ付今般仲間一統議定連印差出シ申処左之通

一三町絹市場捌方之儀、近年在方ニ絹世利立入、自分売仕候儀茂多分有之、猶又仲間之内ニ而茂在方絹世利引請、慈愛を以密々半口錢等請取、自分売致候者茂有之、自然猥り相成、絹紛失或者勘定間違等茂有之候節、詮議等茂行届キ兼、甚難渋仕候ニ付、此度相改後來売宿三ヶ町之外者自分売為致申間敷候事

一近在絹売方江対シ、前々不埒之者茂有之候処、向後右様之儀無之様急度相改可申候事

一近年絹買衆中ニ売宿仲間勝手合を以前金借請、絹代先払仕來候処、其時ニ勘定相立兼候者茂有之、右ニ付絹買衆中ニ前金借用被相断、仲間一統難渋至極仕候ニ付、此度藤岡町・高崎宿・吉井宿右三ヶ所絹買衆中江相頼、書付入置候処左之通

一札之事

一近年在々絹売衆為融通前金払致度候ニ付、各々方ニ前金借用仕度段当所三ヶ町より惣代を以御願申入候処、早速御承知被成下忝存候、然上者向後其時ニ急度御勘定可仕候、尤売宿分限ニ応シ御貸渡可被下候、万一右金相滞候者御座候ハ、被仰聞次第年行司立合、仲間一統ニ急度弁金可仕候、各々様方江者少シ茂御損毛相掛申間鋪候、為後日一札入置申候処仍而如件

天保巳年二月

富岡町之内

上町

絹売宿惣代

三重郎

同

庄左衛門

中町

同

弥太郎

藤岡町

同

吉松

高崎宿

瀬下町

吉井宿

同

童二 郎

絹買衆中様

同

兵右衛門

右ニ付絹方為助成市日拾貳文つゝ積置、月番行司之者取集、年々祇園之節役人中立合之上可然方江預ケ置、利分差加後來絹方難洩之節、右金を以取計可申事

一向後絹商売三町之内ニ而加入致度者有之候ハ、当巳年より来ル申年迄之内者、積金売人ツ之勘定をもつて差出シ可申候事

一五ヶ年目酉年⁶者仲間為加入金祇園講兩度ニ金貳分也差出シ、前条之趣市日積金差出シ可申候事

一 絹買衆中、江代金不勘定者有之候節者、年番行司方より取計、少シ茂損毛相掛申間鋪候、然上者当人身分之儀者鑑札取上商売差留可申候事

一 每年十二月十五日鑑札年行司之者取集、三町当番役場方江相納置、翌年正月廿八日右鑑札不々江御渡被成候節連名之者印形持參調印致右鑑札請取可申、若冬中より正月迄鑑札自用不致候とて不埒之儀茂有之候ハ、役人并年番行司相談之上何様被仰付候共少シ茂異変申間鋪候事

一市日錢相場之儀、不同無之様月番行司も其時々之相場を以致張札可申候、若右ニ洩不同之錢切致候者有之候ハ、行司方も役人中江申立夫々御咎可被仰付候、其節一言之儀申間鋪候事

一絹巾之儀ニ相抱り候事ニ而、無抛金子入用等之節者、三町惣役人行司立会相談之上、右金之内夫々取計可申候、又者絹方仲間之内万一難渋之者有之候而、鑑札仲間連外ニ成候節者、役人并行司一統勘弁之上取計可申事、前ヶ条之通仲間一統并五人組老入ツ、致加印、猶又借家者者家主并同人五人組老人致加印議定連印仕候上者、少シ茂相違無御座候、為後日仍而如件

上町

絹売宿

三重郎

組合証人

嘉兵衛

(以下 連名省略)

三町役人議定之事

右之通絹方仲間取究、三町四組役人方江銘々議定書面取置候上者、祇園講毎ニ役人立合議定書面之趣并積金等相改、永久市場隈りに不相成様、三町四組役人相談之上取計可申候、依之役人一統議定連印いたし置候、以上天保四巳二月

上町

問屋名主兼常

三左衛門

(中略)

中町

名主問屋兼

清左衛門

年寄

与右衛門

(後 連名略)

この史料では、近年絹市が「甚猥り相成諸方絹買衆中江対シ不埒之儀茂有之」という状況について、仲間一統で規則を定め連印を差し出すことにしたものである。ここに述べられている絹市の状況は、「在方絹世利」が絹市に立ち入り「自分売」を行い、あるいは「売宿」仲間の内にも彼ら「絹世利」の「自分売」という行為をこっそり認めてやる者がいて「半口銭」とっているという状況が問題になっている。それらの者たちが入り込んだ状態では、トラブルに市として対応できない点を挙げて、事実上仲間以外の者には「自分売」をさせないという閉め出しを決定している。仲間は鑑札制度をとっており、町内では新規に参加する者に対しては積み金を差し出すという形で参入を認めており、決して排他的な仲間ではないが、「町之外者自分売為致候申間致候事」と町の者以外に關して「絹売宿」を通じて以外の販売をさせないという事を取り決めている。

この史料で問題とされている点の二つ目は前貸金の問題である。この史料では「売宿」仲間が「在々絹売衆為融通前金払致度」なので「絹買衆中」から前金を借用しているという「絹買衆中」↓「売宿」↓「在々絹売衆」という前貸体系が成立していて、「売宿」は仲間全体でこれら前貸金に対する返済について責任を持つという形をとっている。なお、ここでの「絹売宿」とその証人を見ると、かなりの部分が相互保証人という形をとっている。

さて、この史料中に出てくる古沢家の存在は「三町役人議定之事」での中町の「名主間屋兼」としてであり、「絹売宿」としてではない。ここで「絹売宿」の性格については一考を要する。『三井事業史』によれば寛政期及び文化期には高崎・藤岡・吉井（寛政期のみ）に買宿が各々数軒ずつ存在するが、富岡には既にこの時期買宿は存

在していない。また、この史料に出てくる「絹売宿」の数を考え合わせると、「絹売宿」というのは「買宿」と決して同義ではないことがわかる。階層的にも、買宿と言われる商人たちは名主・問屋層の者たちであり、「絹売宿」として名を連ねている者たちは組頭が若干名いる程度であり、名主・問屋・年寄などはいない。

それでは「絹売宿」とはいったいどのようなものなのか。それを考える場合に手がかりとなる史料が以下のものである。⁽¹⁷⁾時代が前後するがこの史料をもとに天保期の絹市が宝暦期からどのように変わってきているかを考察したい。

【史料2】

（前略）

一市場絹宿共壹疋ニ付五拾文宛之口銭取候之儀、富岡町絹宿共ニハ無御座候、尤前々在ゝ絹持出シ絹宿共相頼世話致貴候訳ハ、右絹宿共ハ悉目利達者仕候而、太地之絹ハ誰方へ向、細地ハ何方へ向なと、様子委細ニ存候ゆへ、右絹宿共を相頼候儀ニ御座候、右之節茶代と申銭十六文又ハ廿四文程つゝ差置帰リ申候、十六文廿四文丈之儀ハ相働ニ付差出し申候、右願人共申上候壹疋ニ付五拾文之口銭と申者、外市場ハ格別富岡之儀ハ右躰之儀を絹宿共是迄取来候口銭と申ニ而も可有之候、是ヲ相止メ候而ハ差当式百人程之絹宿共渡世相難申候、并在ゝ之儀も迷惑可仕候間、此儀ハ何卒先前之通り被仰付候様、何分御訴訟申上度奉存候、右御尋ニ付申上候 以上

卯十二月

（宝暦九）

竹田民部

恒岡源兵衛

知行所

寛源左衛門

上州富岡町 絹宿共惣代

会田伊右衛門様御手代

同 庄兵衛

同 清右衛門

針谷順八殿

同 勘兵衛

右者共申上通り私共同様奉願上候、依之奥印差上申候、以上

名主 吉左衛門

同代 甚兵衛

問屋 七兵衛

(後略)

この史料の中心的テーマとなっている改会所の設立と運上については、天明の絹騒動に至るまでの一連の動きをふまえて考えねばならず¹⁸⁾、ここではそれについて言及している紙数がないので割愛する。

ここで問題としたいのは「絹宿」の性格である。この史料からは「絹宿」については、富岡市では二百人ほどの「絹宿」渡世の者がいること、「茶代」という十六または二十四文の仲介手間賃(口銭)を市へ絹を持ち込んだ者たちからとっていたこと、「絹宿」は「目利達者」であり絹の種類によってどこへ売れるかをよく知っていることなどが読み取れる。従来は「絹宿」も「買宿」も同義のものとして把握されてきた¹⁹⁾。しかし、都市大問屋側の史料を見る限り「買宿」は「買宿」としてのみ登場するのであって、「絹宿」と記してはいない。くわえて、この史料においてはこれら「絹宿」渡世のものは二百人もいるということになる。改会所設立による口銭増額で渡世が成り立たなくなるという反対意見であるから、この二百人という数字には多少誇張があるとも考えられるが、たとえば安永期に都市大問屋側から買宿と認識されている者たちは、富岡では矢嶋藤藏・矢嶋茂兵衛・吉沢治左衛門・膳塚権兵衛・油屋庄治郎・黛栄次郎・柳沢伝兵衛の七軒²⁰⁾である(古沢家はこの時点で既に買宿としては認識され

ていないものと思われる。これら七軒のような買宿層が二百人の「絹宿」層と表現されたとは考えにくいし、「絹宿」惣代としても名を連ねていないのは不自然である。以上のように考えると、在方農民⇨絹生産者⇨小仲買の商人⇨絹宿⇨買宿⇨都市大問屋という流通構造が浮かび上がってくる。

さて、ここで天保期の絹市場の問題に立ち帰ろう。以上のように見てくると天保期の史料に見られた「絹売宿」というのは買宿のことではなく、この宝暦期の「絹宿」たちが継続している姿ではないか。彼らは在村から持ち出される絹を市において購入して、それを「絹買衆中様」に販売しているのである。だから在地⇨富岡絹市からみれば「売宿」と認識されるのである。「絹買衆中」は、史料の宛名が「高崎 藤岡 吉井 絹買衆中様」となっていることから、都市大問屋の買方手代たちやもしくは彼らの常駐する買宿たちだと考えれば、先の『三井事業史』の上州の買宿の所在と一致する。

このようにみると、一見絹市場をめぐる流通構造は宝暦期から天保期まで大きく変容しているとは思えない。宝暦期にはなかった仲間形態が天保期の「絹売宿」の間には見られ、また都市問屋資本による前貸体系はむしろ天保期にはつきりとあらわれている。けれども天保期には新たな事象が問題となってきたのである。

天保期の絹市場では、在方「絹世利」の活動が大きな問題となってきたことが見て取れた。これら「絹世利」は「絹売宿」が売買を独占する市での取引に入り込んできて、絹市における「絹売宿」の商業独占を脅かす存在となっている。こうした在方「絹世利」の「密々」持ち込む絹は、絹市に紛れ込んでしかも直接買い手に売るという性格から考えると、絹宿を通して「在方絹売衆」に融通される都市大問屋からの前貸資金の支配を受けていないと思われる。なぜなら前貸を受けた「在方絹売衆」なら自動的に「絹売宿」に対して販売せねばならないからである。すなわち前貸金の返還分と利息分を引いた安い価格で販売せざるをえないことが決まっている絹ではないのであって、その点でそれらの絹に対する価格の決定権も「絹世利」たちの上にある程度存在しうる。つまり彼らの絹市に

持ち込む絹は、従来の「絹売宿」に持ち込まれる絹とは本質的な差があるのであり、彼ら「絹世利」は絹宿を通じて前貸される資金ではなく、まったく別の自己資金によって絹仲買という商業活動を成立させているのである。

以上のように考えてみると、これら「絹世利」が市に絹を持ち込んでくる以前の在村での活動や自己経営の様相が注目されることになるのであるが、残念ながら今のところこうしたことを直接的に明らかにする史料は見当たらない。しかし一つ考えなくてはならないことは、この幕末開港前の段階において絹市そのものの構造の変化より、その周辺部分に変化が生じているということである。絹市そのものは都市問屋の流通機構の中に編成されており、そこで商業活動を行う商人たちは基本的には都市大問屋依存の形で変わっていない。したがって、絹市・都市大問屋関係の史料を見る限り、そこには都市問屋の流通の強固さのみが強調されることになる。しかしその絹市商人の都市問屋への依存度の高さは在地における新たな動きに脅かされていることの裏返しでもある。富岡絹市自体は幕末期にかけて全体として衰微する傾向にある。それは都市問屋が買付けを藤岡に集中させた⁽²⁴⁾という問題よりも、実は絹市自体に絹が集まらなくなっている状況が生じてきているのである。そうした事態は絹市を見るよりはむしろ絹市以外の流通を見ることで把握されうるのである。

四 幕末期における絹流通

幕末期開港前段階における古沢家の絹取引の形態とその特徴、そしてその市場への関わり方を通して、この時期の西上州での絹流通について考えてみよう。

この時期の古沢家の絹商人としての活動を示す史料に「弘化三年諸方売絹帳」⁽²⁵⁾がある。以下その内容について詳しく検討してみる。

まずその構成を見ると、冒頭から1 倉乗台分亀屋源兵衛殿、2 倉舞^{マヰ}合口、3 亀屋源治郎殿、4 倉舞^{マヰ}諸方売揚入合

口、5清水屋舞合口絹売代、6自分限絹売代という形になっており、それぞれの項目の中には精粗の差こそあれ、絹売先と売代が順番に記載されている。売り先と額面は【表2】の通りである。

取引先相手について見ると、都市問屋としては三井の名前が消え、亀屋源兵衛・亀屋源治郎（江戸久松町）が挙げられるが、その他の商人は極めて多様になっており、信州・越後・江州の商人の他、藤岡や富岡や高崎などの地域の商人の名前が見える。この表を見る限り、亀屋という都市問屋との取引額が圧倒的で、安永期と同様に都市問屋の需要は大口で、その他の商人は小口で数が多いという特色がある。しかし実質的な取引形態には安永期に見られたものとは大きな差異が出てきており、以下詳しくその取引の内容を検討する。

【史料3】

衆 乗合分

かめ屋源兵衛殿

【表2】弘化3年 絹販売先

販 売 先	両 分	備 考
亀屋源兵衛	161 0	
亀屋源治郎	15 2	久松町
大津□□	0 1	安中
利右衛門	0 1	安中
縮屋孫右衛門	12 1	越後
横田庄右衛門	5 2	信州仲野
ふし野庄助	6 3	江州中郡
田中惣松	9 0	
高橋久左衛門	13 3	
古□屋吉五郎	0 1	
黒沢用蔵	0 1	
飯塚宇市	25 0	
勇次郎	0 3	
かじまや	17 0	高崎
青木彦太郎	0 2	
佐□弥太郎	0 3	
田島倉吉	1 2	藤岡
久右衛門	0 2	町谷
田島茂兵衛	14 2	上町紺屋
松葉屋藤吉	5 3	
澹販売	49 2	※
藤岡売	5 3	
市売	52 0	
その他	38 1	返り絹販売等
合 計	436 2	

※「澹江戸持来之口」「江戸澹送り」
「日光行ニ付澹」「澹預ケ」

(中略)

八月十七日

京花拾疋

百四十四

一三拾貳匁五分

九十三

百四十五

一

・
(略)

・

百五十三

ノ三百拾六匁

為金五両壹分ト百八文

元金貳両貳分ト八貫三百五拾文

此金三両三分ト貳百廿六文

染壹両

り壹分貳朱ト六百九十文

内壹匁五分

直引

十七日 井花貳拾疋

百五十四

一貳拾八匁五分

百三番

百五十五

一三拾匁

百五はん

・ (略)

・ 百七十三

ノ 五百七拾匁五分

此金九両貳分ト五十貳文

元五両ト拾三貫五十文

此金七両ト五十文

染壹両貳分貳朱ト貳百六十八文

り三分ト五百四拾四文

内五匁 直引

(中略)

十七日

三口、 壹貫四拾三匁五分

此金拾七兩壹分貳朱ト百八文

四包ニ而四貫貳拾匁

此間五組 一匁五入

(後略)

まずここで問題となることは冒頭の「一匁乗合分」という形態であろう。ここでの「乗合」商売は、⁽²⁶⁾一匁と古沢が「乗合」で仕入れた絹を亀屋源兵衛に販売しているものと思われ、こうした「乗合」形態で亀屋宛に絹が出荷されている点が注目されるべきである。こうした「乗合」が行われているという事実は、かつてのように都市問屋の買宿的な取引関係とは異なり、都市大問屋の買宿を用いた集荷体系以外の部分で、在地商人たちの自己資金力によって絹の売買に携わることができるようになったということである。そこには安永期に三井との取引関係を失った古沢家が、この時期在地商人としてある程度の自立性を獲得しえていたことが明らかになる。

その都市大問屋に対する自立性は帳簿の記載の変化からも端的にうかがえる。安永期の帳簿においては三井はもちろんのこと、江州商人からも絹のみに限らず麻などに関しても、何口かに分けて送られてきた買付けのための

前渡し金が記され、一方で買付けした絹の量と値段が合計され、その前渡し金から買付け額と諸経費と古沢の手数料（口銭）が引かれる形で決済されていた。

それに対して、この「売絹帳」の亀屋分では、前渡し金の記載がなく、事後に受け取った代金が記載される。つまり代買行為ではなく販売行為である。これは取引相手が同じ都市問屋範疇であったとしても、この時期には古沢ないしは「乗合」を行っている在地の商人達が都市問屋たちに対して少なくとも資金面では自立性を保ち得ていることを示しているだろう。

同様の「乗合」商売が「清水屋舞合口」という項目でも行われている。ここでは紙数の都合上その記載内容は割愛せざるをえないが、「清水屋」との「乗合」で絹を販売しているのである。「清水屋」については藤岡の商人であると思われるが、その詳細については不明である。

ここで「売絹帳」と同じ年、弘化三年の古沢家の経営状況を以下の史料（天保十三年「店御帳」で詳しくみてみよう。⁽²⁹⁾

【史料4】

有金貸方

一拾両	古市米手金也
一五両	清水屋江かし
一式拾両	同人江かし
一三拾七両式朱ト五百七十式文	同人江まゆ代
一拾両	同人江

一拾三兩

新井屋清助まゆ預りかし

一四拾兩ト拾五文

松藤殿かし

一拾八兩貳朱ト三貫九百三拾四文 万寛帳ニ印

拾兩以下かし慥成

附込ニ印分

一貳拾兩

上町惣兵衛殿米代かし

一三拾兩三分貳朱壹糸ト

三拾八貫七百三拾壹文

町方大福帳凡

一四拾九兩貳朱ト五百三拾貳文

在大福帳凡

一百八兩貳朱ト貳貫六百三拾六文 清水屋寄合絹代

一三拾兩

外政殿寄合絹之代

一五拾三兩三分壹糸ト九貫四百七拾四文 無□方

一拾兩 宇市殿かし

金五百六拾八兩貳分ト百壹貫六百五拾三文

有金有品貸金

惣金六百貳兩壹分ト百拾四貫貳拾文

【史料5】

絹方出金寛

一拾八両三分式朱ト七百八拾文

数三拾式藤岡絹

品ニ而在

一式拾三両三分式朱四百拾文

〔清乗絹四拾壹残品代

一七拾文

花式疋 田倉かし

一八拾九両式分式朱三百四十四文

宇市殿江絹代方 かし

一七両ト式百拾六文

同人江品物代か

し一四拾壹文

細壹疋紛失ニ付半疋ツ、

両損分

ノ金百三拾九両壹分式朱ト

百拾壹文

壹貫七百五拾四文文

為金百四拾壹両壹分式朱ト七百七拾八文

品代貸方絹代共ニ

ノ金六百八拾三両壹分式朱ト式貫五百六拾壹文

この引用分は貸金・資産合計に相当する部分であるが、目を引くのは「清水屋寄合絹之代」として計上されている一〇八両あまりであろう。この決済は七月のもので「有金貸方」ではこの「清水屋寄合絹之代」が最大の貸金と

なっている。そのほかに清水屋へは別口でかなりの資金が存在している。

さて、ここで「乗合」＝共同出資による仕入販売の形態が明らかに。「弘化三年絹売帳」は冒頭から八月以降の絹販売代金の詳細であるのに（八月以前に春絹販売をおこなったという記録はない）、この店卸帳【史料4】の清水屋宛の「寄合絹之代」一〇八両あまりが貸方として七月の決済に存在するのである。八月以降に販売される絹の代金の未回収分が「かし」として七月の時点での店卸帳決済に登場することはありえないから、するとこの「寄合絹之代」は、八月からの古沢あるいは乗合相手の清水屋の絹販売に先だって、清水屋へ貸し付けられたものであることがわかる。

一方弘化三年の下半年決算ともいうべき翌年正月の決算【史料5】には「清乗絹四拾老残品代」が記載されている。「清」が清水屋であるという確証はないが「乗」という言葉や、後に述べる「清」による独自販売についての「売絹帳」の記載を見る限り同一であると考えていいだろう。これらから「寄合絹之代」が絹の買い付け資金として出資されて、実際の集荷業務には清水屋が当たり、絹は古沢に渡されて販売されたり、あるいは清水屋の方でそのまま販売を行って利益を古沢に還元するという形をとったものと思われる。従ってこの「寄合絹之代」の性格は、古沢家の清水屋に対して出した仕入のための共同出資の出資金である³⁰。

この一〇〇両を超える額面の出資が古沢家と清水屋との関係をどう規定するかは、例えば清水屋自身の資金問題などがあり即断を許さないところである。ただし、この絹乗合商売の出資金以外にかなりの清水屋相手の貸付金が存在するという点は注目に値する。

「清水屋舞合口」において特徴的な記述として「清江戸持来之口」「江戸（清送り）」という記載がある。この「清」（おそらく清水屋）は絹を江戸へ持って行って販売していることがうかがえ、またここに掲げた史料以外にも「日光行ニ付清花色……」などという記載があるので、この「清」はかなり独自の販路を持った商人であり、その販路に

古沢家が乗っていることが示されている。

さて、乗合商売の次に特徴的なことは、この時期在地において染の工程が成立していた点が重要である。【史料3】に戻って見ると、この史料では「京花」・「花色」など天明以前には見られなかった太織・絹（白絹）以外の絹織物の種類が特徴的である。これらはいずれも染色された絹織物である。そしてそうした染絹の販売は、一まとまりの合計額ごとに「元〇両〇分」に「染〇両〇分」に「利〇両〇分」という形でまとめられており、亀屋宛の販売代金は元値と染代と利潤分の合計から成り立っていることがわかる。利潤は染めたあとの絹に対してのおおよそ八・九パーセント程度の額である。また「染」代と古沢家の徳分である「利」とを別に計上していることや、まとまった白絹単位に染代が計上されていることから、古沢家自らが染を行っているのではなくて、仕入れてきた白絹を一まとめごとに外部に染に出していることがわかる。そこには完成品としての染色済み絹を仕入れてきて、それを都市問屋へ販売するのではなく、一旦白絹を購入してきて、それを古沢家から染色工程に出して、再びその絹を受け取って完成品として販売するという形が明らかになってくる。つまり古沢家は在地における完成品を集荷して販売する買次商人としてのみならず、白絹を染色する工程へも深く関与しているのである。こうした形態のもとでは当然染色屋＝紺屋をある程度古沢家が掌握している状況が予想される。

在地における染色工程の摂取は「売絹帳」の他の部分にもあらわれる。特に「上町紺屋茂兵衛」の名が頻繁に見られ、また、「右品質入ニ相成是ニ付此方請出し金九両貳分元金差出し利足ハ先方為出候。品物返り九両貳分金かしニ成」（茂兵衛に売却した絹が質入れになってしまったため、古沢が茂兵衛に代わって九両あまりを払って受け出してやっており、その結果九両あまりは茂兵衛に対しての貸金となっている）、（「茂兵衛殿江染代先貸いたし候」などという記載がある。ここには茂兵衛が古沢から買った絹を質入れしてしまうほどの経営の不安定さが見られ、またそれに対して古沢が受け出してやるという形からは、茂兵衛による染工程は古沢の監督下にあることや、

古沢の茂兵衛に対する資金的優位性が認められる。染絹の染を古沢が茂兵衛に行わせた具体的な量や関係は、絹の売却についての帳簿という性格ゆえに史料上は見つからない。

以上のように見ると、従来強調されてきていた都市大問屋従属下に組み込まれた在郷町商人の姿はそこにはなく、古沢家あるいはそれを取りまく在地商人グループの自立性を持った在郷町の絹販売商人としての側面が明らかになってくる。そしてそうした絹商人を取りまく絹の流通に関しては、更に興味深い傾向が明らかになる。

古沢家の販売先別の絹の種類の内訳を【表3】に示す。亀屋源兵衛と亀屋源治郎は完成品としての染色済み絹を圧倒的に多く買い求めている。白絹として買い求めてその加工過程を自らが把握するというところで利潤を創出し、また在地問屋に対して価格決定権を握り得たという西上州での都市大問屋の支配の論理³¹⁾には反する事実である。

また、先に述べた清による江戸などへの独自の流通・販売においてはこれも白絹ではなく、雑多な種類の絹が非常に多い点の特徴である。これらの流通も絹市を中心とする白絹市場とは別のところで展開しているのである。

一方、「市売」という場合に販売されている絹の種類を見てみる。これはおそらく富岡の絹市で販売したという意味であろうが、前掲【表2】で示した通り、市を介して販売している量は古沢家の絹販売の場合それほど大きな比重を占めていない。そして、そこでは白絹・太織の販売のみが行われている点が注目される。つまり、絹市においては従前通り白絹・太織が中心に扱われているのである。従って従来のように絹市を中心とした流通構造の分析を行う限りでは、必然的に白絹の流通が過大に評価され、幕末期まで貫徹した都市問屋の流通支配がことさらに強調されてしまいがちであるといえよう。

【表3】売り先別 絹の種類

	都市問屋	市 売	清 水 屋	他 商 人
太織	54	68	41	108
染絹	203	0	10	54
その他	0	0	52	25

五 おわりに

幕末期開港前までの段階での西上州は、特に分業関係が早くから展開した東上州と比して、これまでは都市問屋による流通支配が開港直前まで比較的強固に貫徹していた地域としてとらえられてきた。その原因はこの地域での残存する史料の限界性にも求められる。すなわち絹市や買宿と三井や大丸屋などの都市大問屋との関係において残った絹関係史料がほとんどであったということである。

一方で、享保期以後急速に進む都市問屋による西上州の絹市・絹買宿の流通編成の中で、その流通機構に組み込まれることに失敗して脱落していった在郷町商人たちについては、高利貸・地主としてあるいはその他商人（穀物商、酒屋など）としてしか省みられることはなかった。

しかし拙稿では、西上州においても開港前の段階ですでに、これまで軽視・捨象されてきたさまざまな流通の変化が検証され、決して絹市を中心とした都市問屋による強力な流通支配が貫徹していたわけではないことを、富岡一在郷町商人の経営史料から、断片的にはあるが明らかにした。そこでは在地において都市問屋から自立した「乗合」資本による絹商業が展開していることや、「清水屋」などの在地商人の独自の動きが検出でき、買宿や絹市を通じての前貸支配体系から脱却した商人の姿が見られる。

また、従来の論議で都市問屋の流通支配の要因として加工工程を都市問屋が把握していることが挙げられてきたが、幕末開港前の時期にはそれは既に崩れており、在地において紺屋が成立し染張り工程が存在し「花色絹」という完成品生産がなされている上に、都市問屋の中にはそうした完成品を中心に買い付ける「亀屋」のような商人もいたのであり、都市問屋は加工工程を自家に持つことで利潤を得ていたという説には疑問を抱かざるを得ない。

もちろん史料にかなり限界があり、かつ表面に出にくい部分についてのものだけに、形態論的な論議に終始してしまつたことは筆者自ら認めるところである。特に今後の問題として残るのは次の三点に集約されるのではないかと考える。一には、こうした在地商業資本の自立的展開が西上州絹流通の中でどの程度展開していたのか、換言すれば流通のなかでより支配的な形態はどのようなものであったかを検証する必要がある。そして二は、一に述べたような変化はどの時点を画期としているのかという問題である。こうした問題については、従来のように領主や都市問屋との関連で史料が残るケースではないだけに、総体としての量の把握はまず不可能であろう。従つて在地商人たちの活動について個別事例の実証を積み重ねていく必要がある。そしてそうした在地の変化を受けて、三としては、一般にひとまとめに「都市問屋」とされる商人たちの中で、集荷形態を変化させる、あるいは新たな形態をもつ商人が登場するという可能性があるということである。それらについても今後個別事例が明らかにされていかねばならないだろう。

以上のように西上州における絹流通の問題をめぐって、そこでの新しい流通の動きを論じてみた。結果的にはこの地における史料の限界性を露呈してしまつたようにも思えるが、少なくともこれまでの研究では、あくまで絹市や買宿中心の見方が西上州の流通形態とそこでの商人の存在形態についての視野を狭くしているという方法的な指摘はできうるであろう。それは西上州の流通がどのように変質したか、どのような段階に発展していたのかという地域史的な問題にとどまらず、商品生産地帯の「在郷商人」の存在形態という問題に関わってくる重要な視点である。

【注】

1 『桐生織物史』桐生織物同業組合 一九三七年

『群馬県蚕糸業史』

群馬県蚕糸業史編纂委員会

一九五四年

佐々木潤之介『幕末社会論』大間々藤生家の分析 塙書房 一九七〇年

山田武鷹『上州近世史の諸問題』山川出版社 一九八〇年

山田・井上定幸『日本産業史大系4』関東地方篇「群馬の生糸」 東大出版会 一九五九年

工藤恭吉「近世桐生近郊農村における一豪農の経営」『早稲田商学』114 一九五五年

川村晃正「近世桐生織物業における諸経営」『群馬県史研究』27 藤井光男・治枝「幕末開港前後における北

毛蚕糸業の展開」『社会経済史学』27・455 一九六二年 など

2 森岡美子「荷受問屋資本の生産地投下の諸形態」『史学雑誌』五九— 一九五〇年

3 林玲子「関東生絹の流通構造」『土地制度史学』21 一九六三年

4 「近世後期」内陸 西上州における社会経済状況『内陸の生活と文化』雄山閣 一九八六年

「近世後期」幕末期における西上州白絹生産地域の社会情勢（『群馬歴史民俗』第9号 一九八七年）など。

5 須田氏は買宿と「絹宿」・「絹売宿」を同じものだと考えているが、これについては若干の疑問がある。以下で検討する。

6 化政期には商品として糸・繭が扱われていた史料も登場している（『群馬県史』史料篇9二八六、『藤岡市史』二六九など）。

7 『群馬県史』史料篇9「解説」では、都市問屋の動向が完全に絹市の死命を握っていた点以外に、幕末期にはそれら問屋商人による支配がゆらいできていることを一言だけ示唆している。

8 酒造業の始まりは古沢家文書141（番号は県史編集段階での目録番号・以下同様）に「元禄年中より相續仕来り」「酒造株高三拾石余御座候」などとなり、そのほかにも酒造関係史料が残されている。

9 古沢家文書1232。

- 10 須田努「近世後期“内陸”西上州における社会経済状況」前掲
- 井上定幸「西上州富岡旧古沢清左衛門家の商経営記録の紹介」(『群馬県史研究』3 一九七六年)
- 11 古沢家文書1411
- 12 三井の買宿となったあとしばらく宝暦年間まで一年に百両ずつ無利息で融資を受け、また明和期には臨時の融資を受けている(同家文書1124・1203・1205など)。
- 13 古沢家は天明元年のいわゆる天明絹騒動において、打ちこわしを受けている。なお、この騒動に関しては中島明「天明絹騒動とその周辺」(『群馬文化』125・127・129・132・134 一九七七年)に詳しい。
- 14 古沢家は甘菜社設立時の代表にもなっており、「養蚕世話方諸事雑録」(同家文書1414)など明治期にも養蚕と深い関係を持っている。
- 15 年次不詳「御給々田畑持高名寄」(同家文書1404)によれば、天保期に著しい土地集積を行っている。
- 16 古沢家文書1403
- 17 古沢家文書1411
- 18 もちろんこうした改会所設立の動きは、都市大問屋の流通支配が完成したこの時期に、絹市をめぐる在地豪農間の主導権争いが起こっていたということだけで理解することはできないのであって、発展する商品生産を把握しようとする幕府権力の収奪強化策と結びついている。
- 19 須田氏前掲論文、中島氏前掲論文など。
- 20 林玲子『江戸問屋仲間の研究』(お茶の水書房 一九六七年)第二三表による。
- 21 『富岡市史』には古沢家文書1411「絹市場の葉」が掲載されている。ここでは差出人「絹宿共惣代」の名

前が「庄兵衛 清左衛門 勘兵衛」と記されているが、原史料を見る限り「清左衛門」ではなくて「清右衛門」が正しい。

22 そうするとこのような史料が「絹宿」ではない古沢家に残存する意味が問われることになる。この「絹市場の葉」(年次不詳)という史料自体は、ここに掲げた一件と三井代買引請證文の写をまとめて一冊の冊子として成り立っている。古沢家は三井から代買を引き受けることで必然的に絹市に関わりを持つが、絹宿たちの会所設立反対運動は、絹の買い手側としての三井と古沢との間で共通の絹市場問題として認識される。そうした状況によってこの史料の表紙「絹市場の葉 えちごや 古沢氏所蔵」という古沢家所蔵用の三井越後屋関連の書類の写・控という形で残っているものと思われる。

23 宝暦期の「絹宿惣代」の三人のうち天保期の「絹売宿」で名前の一致・継続が見られるのは清右衛門一人である。

24 林玲子氏「関東生絹の流通構造」(前掲)「……このように藤岡近辺の絹市が衰微していったのは、その付近の生絹の生産量が減少したためではなく……代わりにそれら呉服問屋の買宿や場造を通じての仕入組織が強化され、従来地元の市に集められていた生絹が直接藤岡に集荷されるようになった……」

25 古沢家文書 8

26 佐々木潤之介『幕末社会論』(前掲) 八王子大塚家の分析では「乗合」商売において、非対等的な前貸的賃挽形態が存在したことが実証されている。

27 この史料(弘化三「諸方売絹帳」)では「舞合」という表記が所々出てくるが、おそらく「乗合」のつもりで書かれていると思われる。ここに掲げた史料中では元史料のままに表記しておいた。

28 慶応の打ちこわしで打ち壊された家の名前に藤岡の清水屋(藤右衛門)の名前が見える(『群馬県史』史料篇

9 五七六)。それによれば「百姓ニ而糸・繭渡世」となっている。富岡ならびに近在にいまのところ「清水屋」という名前は見あたらない。

29 古沢家文書1012 弘化三年分

30 なお糸との乗合形態については不明である。「店卸帳」の「有金貸方」では「清水屋寄合絹代」と並んで「外政殿寄合絹之代」として三〇両が存在し、「売絹帳」で古沢家が絹の乗合を行っている相手としては清水屋と糸しかないもので、糸||外政である可能性が高いということになるが、確かなことを示す史料はない。

31 林玲子「関東生絹の流通構造」(前掲)